平成２５年（フ）第４０１号
新潟市西蒲区巻甲3754番地
債務者　田村美佐子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１３号
新潟市西蒲区松野尾4846番地
債務者　本田　友広
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１８号
新潟市中央区関屋金衛町１丁目242番地８
債務者　斎藤　早苗
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２９号
新潟市中央区弁天橋通２丁目31番18号　レオパレスＰＩＮＥ　ＷＡＶＥ　Ｉ202号、前住所新潟市江南区元町３丁目２番27号　ハイム元町Ｂ棟301号
債務者　大瀬　芳樹
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７６号
長野市大字稲葉2099番地１　中村アパート
債務者　松林　弘治
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
長野県上田市林之郷313番地１
債務者　滝澤　靖子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１４９号
長野県千曲市大字磯部888番地１　ボナール105
債務者　唐木　弘幸
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１５３号
長野県上田市中央４丁目13番６号　コーポとき202号
債務者　齊藤　智子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１５４号
長野県上田市中央４丁目13番６号　コーポとき202号
債務者　齊藤　勝巳
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５４号
長野県下伊那郡松川町元大島653番地２
債務者　中川　智子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第５７号
長野県下伊那郡下條村陽皐3963番地
債務者　生嶋　知子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第３５１号
岐阜県郡上市白鳥町為真1060番地１　つつじヶ丘住宅２－７号
債務者　安江　昭彦
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１８７号
静岡県富士市岩本1861番地の３
債務者　佐野　秀樹
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１８８号
静岡県富士市岩本1861番地の３
債務者　佐野　節子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１８５号
三重県亀山市関ヶ丘521番地709
債務者　ゲデス　ロドリゴ　中西こと　ＧＵＥＤＥＳ　ＲＯＤＲＩＧＯ　ＮＡＫＡＮＩＳＨＩ
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３４号
兵庫県伊丹市桑津１丁目２番２―211号、前住所兵庫県伊丹市昆陽６丁目９番地２　太陽荘103号
債務者　前西　時枝
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
兵庫県伊丹市堀池３丁目９番25号　廣野ビル３階
債務者　辻　　武司
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係